

川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭の方対象

生活支援・子育て支援



エンゼルパートナー制度

川崎市ひとり親家庭等日常生活支援事業は、ひとり親家庭または寡婦の方が一時的に家事や子育てにお困りの時に日常生活を支援する事業です。

母子・父子家庭は、就業上の理由で帰宅時間が遅くなる場合に定期的に利用することもできます。

☆利用については、事前面談での登録が必要です。

☆電話で事務局までお問合せください。☎044-733-1166

【こんな時に利用できます】

自立支援に必要な事由

技能習得のための通学、就職活動等の自立促進に必要な事由

社会的な事由

疾病、事故、冠婚葬祭、学校等の公的行事への参加等の社会的事由

☆月 10 日、1 年度 240 時間以内まで利用できます。

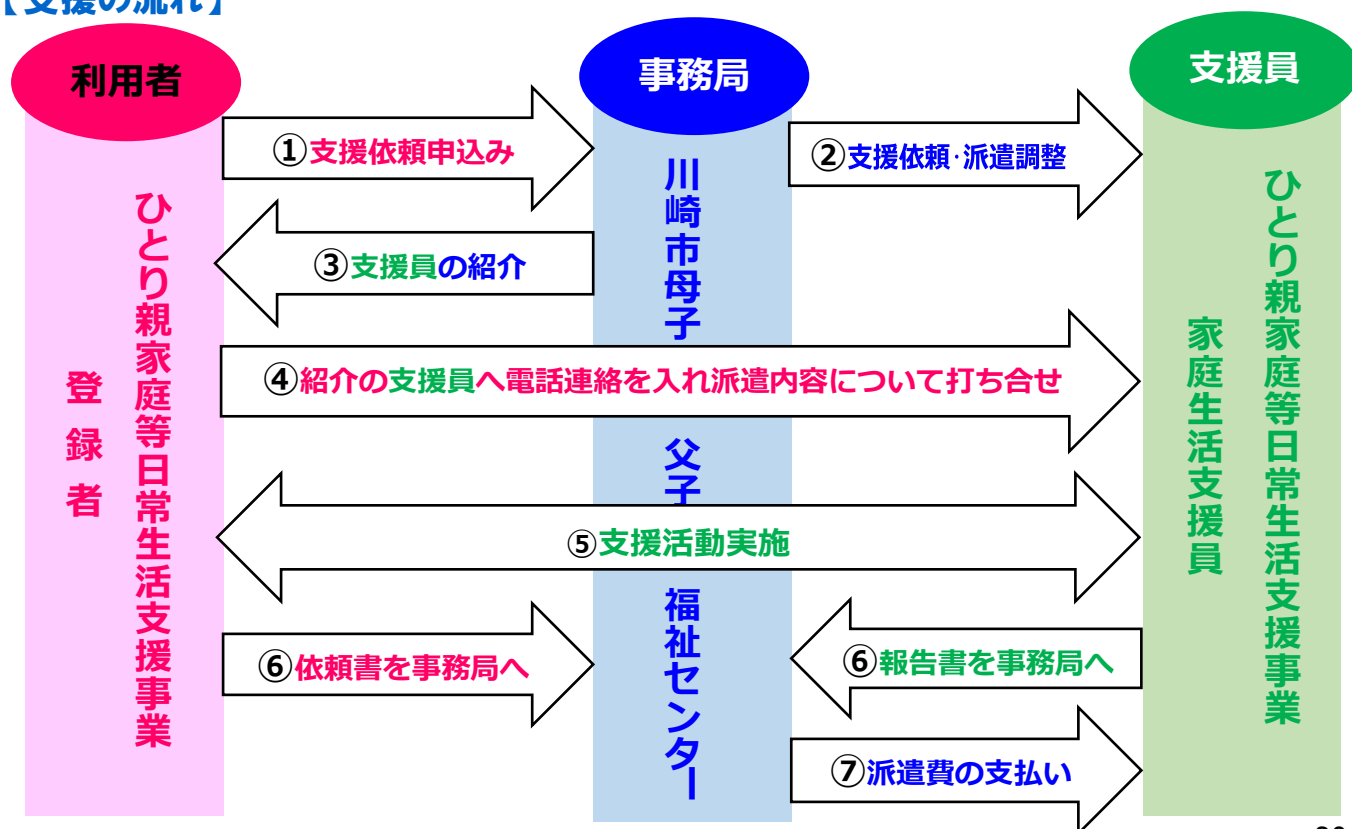
☆年間を通しての継続的なご利用はできません。(ただし、母子・父子家庭の残業は除く。)

☆年末年始及び事務局の休館日は、連絡調整・安全配慮の面から派遣はしていません。

【利用登録・利用者負担金について】

所得により、1 時間当たり 7 0 円～ 3 0 0 円の利用者負担金が発生します。

【支援の流れ】



川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

川崎市母子家庭等就業・自立支援センター事業 川崎市母子家庭等生活支援事業

就業支援

- ❖ 無料職業紹介所
- ❖ 就職・転職の相談受付
- ❖ 就業支援講習会
 - ・ パソコン講座（初心者、基礎、中級）
 - ・ MOS（Excel）講座
 - ・ パソコン速習講座
 - ・ 簿記3級検定資格取得講習会
 - ・ 調剤事務管理士資格取得講座
 - ・ 電子会計（弥生会計）講座 等
- ❖ 自立支援プログラム策定
- ❖ 自立支援教育訓練給付金の申請受付
- ❖ 高等職業訓練促進給付金等の申請受付
- ❖ 高卒程度認定試験合格支援給付金の申請受付
- ❖ 高等職業訓練促進資金貸付金の申請受付

《メールマガジン配信登録のご案内》

支援制度やイベント情報など満載の
ひとり親家庭応援メルマガを配信しています

QRコードを読み取り後、
空メールを送信してください



生活支援

- ❖ 生活相談
- ❖ 生活支援講習会
 - ・ ヨーガ
 - ・ ボディワーク
 - ・ 養育費に関する講習会
 - ・ ひとり親家庭応援フェスタ 等
- ❖ 女性弁護士による無料法律相談
《相談日》毎月第2金曜(8月は除く)
1人30分(18:30~20:00)
奇数月第4金曜
1人30分(13:30~15:00)
《申込》1か月前から電話予約(先着順)
(※離婚によりひとり親になる予定の方の事前相談も可)
《場所》川崎市母子・父子福祉センター
- ❖ 1級FPによる無料生活・家計相談
《相談日》毎月第2土曜(8月は除く)
《相談時間》1人30分(13:30~15:00)
《申込》1か月前から電話予約(先着順)
(※離婚によりひとり親になる予定の方の事前相談も可)
《場所》川崎市母子・父子福祉センター



川崎市母子・父子福祉センターサン・ライヴ

〒211-0067

川崎市中原区今井上町1番34号 和田ビル2階

電話 **044-733-1166**

FAX **044-733-8934**

休館日 毎月曜・第2・4日曜・祝日・祝日が月曜の場合の翌日

開所時間 9:00~17:00 (水曜・金曜 9:00~21:00)

相談時間 9:30~16:00 (水曜・金曜 9:00~20:00)

《アクセス》

JR武蔵小杉駅北改札(南武線口)北口バスターミナルより
徒歩10分または市営

